

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名)(1)・個人のライフスタイルに中立な社会制度の検討(税制)

### 1 主な施策の取組状況及び評価

平成 15 年度税制改正において、現状では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきているということ、女性の就業に関する選択等に中立的でないといった指摘もあること等を踏まえ、配偶者特別控除のうち配偶者に上乘せして適用される部分を廃止(平成 16 年分の所得税から適用)。

### 2 今後の方向性、検討課題等

少子・高齢社会における税制のあり方(平成 15 年 6 月政府税制調査会)

#### 第一 少子・高齢化と税制

##### 一 個別税目の改革

##### 1. 個人所得課税

#### (4) 人的控除の基本構造の見直し

少子・高齢社会においては、社会保障など公費の負担をできる限り多くの者が広く公平に分かち合う負担構造とし、老若男女を問わず働く能力と意思のある者が、経済社会の支え手として積極的に活躍できる社会を構築する必要がある。こうした観点からは、人的控除の基本構造のあり方について、今後、家族の就労に対して中立的な仕組みとしていくことが重要である。

人的控除のあり方については、従来から、主に標準世帯(片稼ぎの夫婦二人世帯)の課税最低限を念頭に、世帯としての負担調整を行う観点から検討される側面が強かった。しかしながら、今後は世帯構成の多様化も踏まえ、個人を中心とした考えを重視する必要がある。

配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

### 3 参考データ、関連政策評価等